

防府市消防署機関員養成講習に関する要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市消防用自動車等管理規程（昭和 47 年消防本部訓令第 3 号。）に基づき、機関員の養成に関して必要な事項を定め、消防用自動車の効率的運用と事故防止を図ることを目的とする。

(機関員養成講習区分)

第 2 条 機関員養成講習は次の区分により実施する。

- (1) 普通緊急自動車機関員養成講習
- (2) 準中型緊急自動車機関員養成講習（5 t 限定含む）
- (3) 中型緊急自動車機関員養成講習（8 t 限定含む）
- (4) 大型緊急自動車機関員養成講習
- (5) 再講習

(受講者)

第 3 条 受講者は次の講習区分ごとに要件をすべて満たす者とする。

- (1) 普通緊急自動車機関員養成講習
 - ア 普通自動車免許を取得している者
 - イ 普通自動車免許を取得してから通算して 2 年以上経過した者（免許の効力が停止されていた期間を除く。）
 - ウ 消防署長が指名した者
- (2) 準中型緊急自動車機関員養成講習（5 t 限定含む）
 - ア 準中型自動車免許（5 t 限定含む）を取得している者
 - イ 普通自動車免許、準中型自動車免許（5 t 限定含む）のどちらかを取得してから通算して 3 年以上経過した者（免許の効力が停止されていた期間を除く。）
 - ウ 消防署長が指名した者
- (3) 中型緊急自動車機関員養成講習（8 t 限定含む）
 - ア 中型自動車免許（8 t 限定含む）を取得している者
 - イ 普通自動車免許、準中型自動車免許（5 t 限定含む）、中型自動車免許（8 t 限定含む）のいずれかを取得してから通算して

3年以上経過した者（免許の効力が停止されていた期間を除く。）

ウ 機関員の資格を有する者

エ 消防署長が指名した者

(4) 大型緊急自動車機関員養成講習

ア 大型自動車免許を取得している者

イ 普通自動車免許、準中型自動車免許（5 t 限定含む）、中型自動車普通自動車免許（8 t 限定含む）、大型免許のいずれかを取得してから通算して3年以上経過した者（免許の効力が停止されていた期間を除く。）

ウ 中型機関員の資格を有する者

エ 消防署長が指名した者

(5) 再講習

ア 機関員、中型機関員又は、大型機関員に任命されている者及び再度任命された者で、警備室に配属され、緊急車両の機関運用を2年以上実施していない者

イ 警備室に配属されている機関員、中型機関員又は、大型機関員で、緊急車両の機関運用中に事故等を起こした者で、再講習が必要であると消防署長が判断した者

（講習科目等）

第4条 機関員養成講習の講習科目及び講習時間は、別表のとおりとする。

（使用車両）

第5条 実技講習に使用する車両は、講習区分に応じた車両とする。

（指導員）

第6条 消防署長は、講習を実施するため、次の要件をすべて満たす者の中から区分ごとに指導員を指名する。

(1) 普通緊急自動車機関員養成講習

ア 消防司令補以上の階級にある者

イ 中型機関員又は大型機関員として、通算して3年以上の実務

経験がある者

(2) 準中型緊急自動車機関員養成講習（5 t 限定含む）

ア 消防司令補以上の階級にある者

イ 中型機関員又は大型機関員として、通算して3年以上の実務経験がある者

(3) 中型緊急自動車機関員養成講習（8 t 限定含む）

ア 消防司令補以上の階級にある者

イ 中型機関員又は大型機関員として、通算して3年以上の実務経験がある者

(4) 大型緊急自動車機関員養成講習

ア 消防司令補以上の階級にある者

イ 大型機関員として、通算して3年以上の実務経験がある者

(5) 再講習

講習内容に応じて上記（1）から（4）の指導員

2 指導員の任期は、1年とする。ただし、異動等で部署が変更した場合は、後任者が前任者の期間を引き継ぐ。

（講習実施計画）

第7条 指導員は、機関員養成講習の実施計画を定め、計画的に講習を実施する。

（講習の報告等）

第8条 指導員は、講習を行った時は、講習内容を緊急自動車機関員養成講習記録表（別紙1から別紙5）に記載する。すべての講習が修了した時は、別記様式により消防署長に報告する。

2 指導員は、講習内容について受講者の習熟度が不足していると判断した場合は、同じ講習科目を再度講習することができる。

（その他）

第9条 機関員養成講習について、消防署長が特に認めた場合は、前各条によらないことができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１０月２８日から施行する。

普通緊急自動車機関員養成講習		
学科講習	1 緊急自動車運転上の基本的注意事項	1 時間
	2 緊急自動車に関する交通法規	2 時間
	3 緊急自動車の構造	1 時間
	4 消防ポンプの構造	2 時間
	5 消防ポンプの運用	1 時間
	6 点検要領	1 時間
実技講習	1 基本運転講習	3 時間
	2 路上運転講習	4 時間
	3 点検要領・無線電話機取扱要領	1 時間
	4 ポンプ運用	2 時間
準中型緊急自動車機関員養成講習（5 t 限定含む）		
学科講習	1 緊急自動車運転上の基本的注意事項	1 時間
	2 緊急自動車に関する交通法規	2 時間
	3 緊急自動車の構造	1 時間
	4 消防ポンプの構造	2 時間
	5 消防ポンプの運用	1 時間
	6 点検要領	1 時間
実技講習	1 基本運転講習	3 時間
	2 路上運転講習	4 時間
	3 点検要領・無線電話機取扱要領	1 時間
	4 ポンプ運用	2 時間
中型緊急自動車機関員養成講習（8 t 限定含む）		
学科講習	1 緊急自動車運転上の基本的注意事項	1 時間
	2 緊急自動車に関する交通法規	1 時間
	3 緊急自動車の構造	1 時間
	4 消防ポンプの構造	1 時間
	5 消防ポンプの運用	1 時間

	6 点検要領	1 時間
実技講習	1 基本運転講習	3 時間
	2 路上運転講習	4 時間
	3 点検要領・無線電話機取扱要領	1 時間
	4 ポンプ運用	1 時間
大型緊急自動車機関員養成講習		
学科講習	1 水槽車の構造	1 時間
	2 水槽車の運用	1 時間
	3 はしご車の構造	1 時間
	4 はしご車の運用	1 時間
	5 点検要領	1 時間
実技講習	1 基本運転講習	2 時間
	2 路上運転講習	5 時間
	3 車両点検要領・無線電話機取扱要領	1 時間
	4 ポンプ運用	2 時間
	5 はしご車運用	2 時間
再講習		
学科講習	1 緊急自動車運転上の基本的注意事項 (ア)(イ)	1 時間
	2 緊急自動車に関する交通法規 (ア)(イ)	1 時間
	3 消防ポンプの運用 (ア)	1 時間
	4 点検要領 (ア)	1 時間
	5 ヒヤリハット事例 (イ)	1 時間
実技講習	1 基本運転講習 (ア)	3 時間
	2 路上運転講習 (ア)(イ)	4 時間
	3 点検要領・無線電話機取扱要領 (ア)	1 時間
	4 ポンプ運用 (ア)	1 時間
	5 はしご車の運用 (ア) ※大型機関員のみ	1 時間

普通緊急自動車機関員養成講習記録表

受講者	所属		係		氏名	
免許取得年月日				免許有効期日		
指導員	階級		氏名			
中型機関員又は大型機関員の実務経験					年以上	
学科講習						
1	緊急自動車運転上の基本的注意事項			1 時間		
2	緊急自動車に関する交通法規			2 時間	☐	☐
3	緊急自動車の構造			1 時間	☐	
4	消防ポンプの構造			2 時間	☐	☐
5	消防ポンプの運用			1 時間	☐	
6	点検要領			1 時間	☐	
実技講習						
1	基本運転講習			3 時間	☐	☐
2	路上運転講習			4 時間	☐	☐
3	点検要領・無線電話機取扱要領			1 時間	☐	
4	ポンプ運用			2 時間	☐	☐
講習期間		開始	令和 年 月 日			
		終了	令和 年 月 日			

修了した講習には、□に✓すること。

準中型緊急自動車機関員養成講習記録表（5 t 限定含む）

受講者	所属		係		氏名	
免許取得年月日				免許有効期日		
指導員	階級		氏名			
中型機関員又は大型機関員の実務経験					年以上	
学科講習						
1	緊急自動車運転上の基本的注意事項			1 時間	☐	
2	緊急自動車に関する交通法規			2 時間	☐	☐
3	緊急自動車の構造			1 時間	☐	
4	消防ポンプの構造			2 時間	☐	☐
5	消防ポンプの運用			1 時間	☐	
6	点検要領			1 時間	☐	
実技講習						
1	基本運転講習			3 時間	☐	☐
2	路上運転講習			4 時間	☐	☐
3	点検要領・無線電話機取扱要領			1 時間	☐	
4	ポンプ運用			2 時間	☐	☐
講習期間		開始	令和 年 月 日			
		終了	令和 年 月 日			

修了した講習には、□に✓すること。

中型緊急自動車機関員養成講習記録表（8 t 限定含む）

受講者	所属		係		氏名	
免許取得年月日				免許有効期日		
指導員	階級		氏名			
中型機関員又は大型機関員の実務経験					年以上	
学科講習						
1	緊急自動車運転上の基本的注意事項			1 時間	☐	
2	緊急自動車に関する交通法規			1 時間	☐	
3	緊急自動車の構造			1 時間	☐	
4	消防ポンプの構造			1 時間	☐	
5	消防ポンプの運用			1 時間	☐	
6	点検要領			1 時間	☐	
実技講習						
1	基本運転講習			3 時間	☐	☐
2	路上運転講習			4 時間	☐	☐
3	点検要領・無線電話機取扱要領			1 時間	☐	
4	ポンプ運用			1 時間	☐	
講習期間		開始	令和 年 月 日			
		終了	令和 年 月 日			

修了した講習には、□に✓すること。

大型緊急自動車機関員養成講習記録表

受講者	所属		係		氏名	
免許取得年月日				免許有効期日		
指導員	階級		氏名			
大型機関員の実務経験					年以上	
学科講習						
1	水槽車の構造			1 時間	☐	
2	水槽車の運用			1 時間	☐	
3	はしご車の構造			1 時間	☐	
4	はしご車の運用			1 時間	☐	
5	点検要領			1 時間	☐	
実技講習						
1	基本運転講習			2 時間	☐	☐
2	路上運転講習			5 時間	☐	☐
3	点検要領・無線電話機取扱要領			1 時間	☐	
4	ポンプ運用			2 時間	☐	☐
5	はしご車運用			2 時間	☐	☐
講習期間		開始	令和 年 月 日			
		終了	令和 年 月 日			

修了した講習には、□に✓すること。

再講習記録表

受講者	所属		係		氏名	
免許取得年月日				免許有効期日		
指導員	階級		氏名			
学科講習						
1	緊急自動車運転上の基本的注意事項（ア）（イ）				1 時間	☐
2	緊急自動車に関する交通法規（ア）（イ）				1 時間	☐
3	消防ポンプの運用（ア）				1 時間	☐
4	点検要領（ア）				1 時間	☐
5	ヒヤリハット事例（イ）				1 時間	☐
実技講習						
1	基本運転講習（ア）			3 時間	☐	☐
2	路上運転講習（ア）（イ）			4 時間	☐	☐
3	点検要領・無線電話機取扱要領（ア）			1 時間	☐	
4	4 ポンプ運用（ア）			1 時間	☐	
5	はしご車の運用（ア）※ ※大型機関員の再講習のみ			1 時間	☐	
講習期間		開始	令和 年 月 日			
		終了	令和 年 月 日			

修了した講習には、□に✓すること。

別記様式

消 防 署					
合 議	取扱者	係 長	署長補佐	副署長	署 長

令和 年 月 日

報告書

機関員養成講習の修了について

令和〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで、防府市消防署（西部出張所・東部出張所）において、〇〇緊急自動車機関員養成講習（再講習）を修了しましたので、その状況を下記のとおり報告します。

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

防府市消防署長 様

職名 氏 名

記

- 1 期間
令和〇〇年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで
- 2 場所
消防署事務室、駐車場及び管内道路
- 3 受講者
所属 階級 氏名
- 4 指導員
所属 階級 氏名
- 5 講習内容
〇〇緊急自動車機関員養成講習記録表（再講習） 別紙1 参照
- 6 その他
受講者運転免許証（写し） 別紙2 参照